

伝染病の種類と出席停止の期間（登園の基準）

病名	登園の基準
インフルエンザ	解熱した後、2日経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで
はしか	発疹に伴う熱が下がってから、3日経過するまで
おたふくかぜ	腫れがひくまで
風疹	発疹が消えるまで
みずぼうそう	発疹が全て消え、かさぶたになるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱・咽頭炎・結膜炎などが症状が消えてから2日経過するまで
結核	医師が伝染の恐れがないと認めるまで Ⅲ
※上記の病気にかかった場合はすべて医師の診断が必要です。 （登園の際には登園許可書を提出してください）	
0-157	医師が感染の恐れがないと認めるまで出席停止です （登園の際には登園許可書を提出してください）
流行性結膜炎	
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	
手足口病	
りんご病	
ヘルパンギーナ	
流行性嘔吐下痢症	
感染性胃腸炎	
マイコプラズマ肺炎	
とびひ	
アタマジラミ	
みずいぼ	プール開始までに治療してください。

- ◎ 保育園における伝染病・流行性の病気の休園日数は、次のとおり定められています。
 集団保育のため感染が拡大し、園全体に広がる恐れもあります。
 みなさんお互いにお忙しいと思いますが、病気の症状を最小限に防ぐためにも各家庭で静養していただきますよう、ご協力お願い致します。
- ◎ 上記の病気の疑いがある時は、必ず医師の診察を受け治療してください。
 登園の際には登園許可書を提出してください。